

反社会的勢力の排除、 マネー・ロンダリング防止規制に関する留意点

一・コンプライアンス相談

社内定例の法律相談会で、コンプライアンスの担当者から組織犯罪対応に関する相談があった。金融機関である当銀行において、組織犯罪等への対応としては、どこまで行う必要があるのか。例えば、従来から融資をしている顧客が、今般全行的に整備した反社会的勢力のリストに該当すると判断された場合、直ちに契約を解除する事が求められているのか、というのが相談の趣旨であった。

二・反社会的勢力排除規制と マネー・ロンダリング防止規制

担当 このところ、反社会的勢力の排除とかマネー・ロンダリング防止とか、コンプライアンスに関する規制が厳しくなっています。具体的には何が求められるのでしょうか。

公平 確かに、これらの組織犯罪対応に関する規制は、似たような言葉が使われていて分かりにくいので整理して理解しておく必要がありますね。

省庁から出されており、金融機関は、これらの告示にも注意する必要があります。

三・反社会的勢力とは

担当 なんだか大変そうですね。そうすると、反社排除とマネロン防止は、目的は重なっていても、規制が行われるようになった契機が異なるということですか。日本では、テロ資金のマネロン防止といってもあまり実感がありません。

公平 そうですね。犯収法はテロ資金に限ったものではないのですが、実際問題として、企業、とりわけ金融機関が直面する課題は反社との取引をいかにして防止するかという問題ではないでしょうか。

担当 なるほど。しかし、そもそも反社とはどのような団体又は個人のことをいっているのでしょうか。

公平 上記指針では、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜グループ、特殊知能暴力集団等といった属性に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。」とされています。

担当 言葉としては分かりませんが、具体的な取引相手が反社かどうかをどうやって決めるのでしょうか。ひとたび反社とされた

(一) 反社会的勢力の排除

平成一九年六月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が出され、企業が反社会的勢力(以下「反社」)に対して資金提供を行わない事が求められています。金融機関においては、反社に利用され資金獲得の手段とされる事を防止するため関係遮断を行う事が求められており、金融庁の監督指針でその詳細が規定されています。

具体的には、①暴力団排除条項の導入、反社該当者を一元的に管理したデータベースの構築、②既存の債権や契約に反社との取引がないか適切な事後検証を行う事、③反社との取引が判明した場合には、取引解消に向けた

取り組みを行う事が求められています。

(二) 犯罪収益の移転防止(マネー・ロンダリング防止)
犯罪収益の移転防止に関しては、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(以下「組犯法」)と「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」)が根拠となつてきますが、企業にとつて関わりが大きいのは後者でしょう。

犯収法では、①取引時の本人確認に加え、②取引にかかる収益が犯罪によるものであるか疑わしい場合には当局に届け出る事が求められています。そして、疑わしい取引の届出に際しては、顧客の属性や取引状況に応じたチェックが出来るよう、疑わしい顧客や取引等を検出、監視、分析する体勢の構築まで求められています。

なお、犯収法は、平成一三年に起きた米同時多発テロを契機として発足したFATF(The Financial Action Task Force、日本も参加している資金洗浄に関する金融活動作業部会)による「四〇の勧告」に基づいて、テロ資金のマネー・ロンダリングを防止する観点から制定されました。平成二〇年に行われたFATF対日審査において厳しい評価がなされた事から、金融庁の監督指針もより詳細な対応を求めるものに強化されてきているので注意が必要でしょう。

(三) 外為法

マネー・ロンダリング防止に関しては、外為法に基づき、特定の対象者との取引を許可制とする旨の告示が外務省等関係に銀行独自の情報も加えたデータベースを構築して対応する事になるものと思われれます。

担当 そうすると、冒頭の質問に関しては、当行のデータベースに該当した事を根拠として、取引の解消が求められるということですか。

公平 そういうことになります。監督指針では、「一切の関係を持たず、可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備」が求められているので、与信取引に限らず全ての取引を解消することが必要です。直ちに解消することまでは求められていませんが、場合によっては期限の利益を喪失させ、一括弁済を求める対応も必要でしょう。

四・まとめ

一昨年、みずほ銀行が関連会社の信販会社との提携ローンについて、金融庁による業務改善命令を受け社会問題になりました。確かに、いまや反社対策は銀行に限らず企業に求められる社会的責任といえ、関係を遮断するための対策は不可欠と言えます。

しかし、一口に反社といっても、その実態を隠蔽するなど巧妙化している中で、当該取引相手が反社であるか否かの判断を、一民間企業がリストを負って行う事には困難も伴うでしょう。今後は、他国の制度を参考に、公的に対象者を指定するなどの対応も求められるのではないかと考えられます。以上

〈第4回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 佐藤 篤志
東京佐藤法律事務所 弁護士
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

